

# 授業料等・奨学金

## 授業料等

### I 授業料及び受講料の高等学校等就学支援金制度

高等学校等就学委支援金制度とは、御家庭の教育費負担軽減を図るため、国による授業料及び受講料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。年収目安約910万円未満（両親のうちどちらか一方が働き、高校生、中学生の4人世帯の目安）の世帯の生徒には、申請により、授業料相当額が支給され、その生徒に係る授業料と相殺することで授業料を納入しなくてもよくなります。（公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

#### 1 申請手続き

4月入学時に、申請書とマイナンバーを提出していただきます。

#### 2 就学支援金の額

- ・全日制…月額9,900円
- ・定時制…月額2,700円
- ・通信制…1単位あたり年額336円（通算74単位、年間30単位まで）

#### 3 就学支援金の対象者

- (1) 過去に高等学校等を卒業、修了していない生徒
- (2) 高等学校に在学している期間が通算して36月（定時制、通信制の場合は48月）を超えていない生徒
- (3) 年収目安約910万円未満の世帯の生徒  
算定基準 保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合算額が304,200円未満の世帯
- (4) 専攻科の生徒は、非課税世帯及び非課税世帯に準ずる世帯が対象

	保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合算額	支給額（月額）
区分Ⅰ（非課税世帯）	100円未満	9,900円
区分Ⅱ（非課税世帯に準ずる世帯）	100円以上 51,300円未満	4,950円

（専攻科…白石高等学校看護科、水産高等学校海洋技術科、気仙沼向洋高等学校漁業科・無線科）

※科目履修生（聴講生等）は、制度対象外となります。

#### 4 就学支援金の支給期間

- ・全日制… 3 6 月
- ・定時制… 4 8 月
- ・通信制… 4 8 月

※就学支援金が支給されない場合（制度対象外の場合）は、以下の授業料を納入していただくことになります。

##### ★授業料の額

- ・全日制：年額 1 1 8, 8 0 0 円（月額 9, 9 0 0 円）
- ・定時制：年額 3 2, 4 0 0 円（月額 2, 7 0 0 円）
- ・通信制：1 単位あたり年額 3 3 6 円
- ・専攻科：年額 1 1 8, 8 0 0 円（月額 9, 9 0 0 円）

##### ★徴収期限

- ・第 1 期（4～6 月分）： 5 月 1 5 日
- ・第 2 期（7～9 月分）： 8 月 1 5 日
- ・第 3 期（10～12 月分）： 1 1 月 1 5 日
- ・第 4 期（1 月～3 月分）： 2 月 1 5 日

#### 5 注意事項

- (1) 就学支援金制度は、平成 2 6 年度入学生から対象となります。
- (2) 就学支援金は、授業料に充てることとなりますので、申請者（生徒や保護者）に直接支給するものではありません。
- (3) 教科書代や P T A 会費等の学校徴収金については、就学支援金の対象とはなりません。

◎ 詳しくは、入学した高等学校の事務室等にお問合せください。

## Ⅱ 国公立高校生等奨学給付金について

### 1 目的

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して、高校生等奨学給付金を支給します。

### 2 支給要件

基準日（4月入学生は7月1日）現在、次のすべての要件を満たすこと

- 保護者、親権者等が宮城県内に在住していること
- 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯であること（生業扶助受給世帯を含む）
- 高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等に入学した生徒で、基準日現在在学していること（特別支援学校高等部の生徒を除く）
- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

### 3 支給額（対象生徒の年額）

世帯種別	給付金額		
生業扶助受給世帯	全日・定時・通信制	32,300円	
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を除く	全日制 定時制	第1子	122,100円
		第2子以降	143,700円
	通信制	50,500円	
	専攻科	50,500円	

### 4 申請方法等

- 県内の学校に進学した場合は学校を通じた手続となります。
- 県外の学校に進学した場合は7月下旬に県教育庁高校財務・就学支援室等で申請書類の配布を受けて、9月上旬までに直接、県に申請します。

### 5 支給の時期

令和6年12月下旬（予定）

### 6 注意

#### 保護者等が県外に住所を有している場合

- 本給付金は、保護者等の住所を基準としています。生徒が県内の学校に進学しても、保護者等が県外に住所を有している場合は、その都道府県の支給対象となります。

# 奨学金制度

## I 高等学校等育英奨学資金貸付

保護者が宮城県内に住所を有し、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程）に入学（進学）した、優れた生徒で経済的理由により修学に困難がある方に修学に要する費用の一部をお貸しする制度です。

### 1 貸付金額（月額）

区 分	国公立	私 立
自宅通学者	18,000円	30,000円
自宅外通学者	23,000円	35,000円

### 2 貸付期間

奨学生として採用された月（通常は4月）から学校を卒業する月（正規の修業年限が終わる月）までです。原則として正規の修業年限を超える期間の貸付けは行いません。

### 3 募集

すべて在学する学校を通じて行います。

区分	内 容	募集時期
予約	中学校3年生を対象に、次年度の高等学校入学を条件に奨学生として内定を行います。 ※入学後、本採用の手続きが必要です。	8月
在学	高等学校等在学者を対象に、毎年1回定期採用を行います。	4月
緊急	保護者の失職や災害等により家計状況が悪化した場合に、緊急に採用を行います。	随時

### 4 償還

貸付満了（通常は高等学校卒業）月の6か月経過後から年賦、半年賦、月賦、月賦＋半年賦（併用）により償還することになります。

なお、大学進学等の場合は、申請により償還の猶予を受けることが可能です。

### 5 利息

無利息です。ただし、期限までに償還されなかったときは、違約金が加算される場合があります。

## Ⅱ 高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付

### 1 対象者

- ・ 県内の高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年又は広域通信課程に在学し、かつ、県内に住所を有する勤労青少年
- ・ 経済的理由により著しく修学に困難がある生徒
- ・ 経常的収入を得る職業に就いている生徒

### 2 貸付金額

月額 14,000円 ※卒業等による償還免除制度有り

☆ 詳細については、県教育庁高校財務・就学支援室のWebサイトを参照してください。

Webサイトアドレス：

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kouzai-syu/index.html>

☆ 宮城県が行っている他にも、市町村や民間団体が行っている様々な奨学金制度があります。